

直方市学校規模適正化基本計画 (案)

直方市教育委員会
令和 7 年 11 月時点 (案)

直方市学校規模適正化基本計画

第1章 直方市学校規模適正化基本計画策定の概要

1. 直方市学校規模適正化基本計画策定の背景と目的
2. 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

第2章 学校を取り巻く現状と課題

1. 児童生徒数の推移と将来推計
2. 学校規模の現状と今後の見込み
3. 学校施設の状況
4. 学校と地域の関係
5. 学校施設・学校運営面での教育課題

第3章 直方市が目指す学校像

1. 直方市が目指す学校教育

第4章 直方市学校規模適正化基本計画

1. 直方市の目指す学校規模
2. 2050年における直方市の適正な学校数・学校配置
3. 学校規模適正化へのロードマップ

第5章 学校施設整備の基本的な考え方

1. 学校施設等の目指すべき姿
2. 学校施設整備の基本方針
3. 学校施設整備の優先順位

第6章 推進に向けて

1. 今後の進め方
2. 部局横断的な検討体制
3. おわりに

≪資料編≫

（参考資料）

- ・直方市教育大綱
- ・直方市学校規模適正化基本指針
- ・直方市学校規模適正化基本計画検討委員会答申書、報告書
- ・校区別、年齢別人口調べ

（関係法令 抜粋）

- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・学校教育法施行規則

第Ⅰ章 直方市学校規模適正化基本計画策定の概要

Ⅰ. 直方市学校規模適正化基本計画策定の背景と目的

直方市には、直方市立小学校 11 校、直方市立中学校 4 校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒は、4,306 人（児童数 2,766 人・生徒数 1,540 人）（令和 7 年 5 月 1 日時点）です。

30 年前（平成 7 年 5 月 1 日時点）の児童生徒数は、6,716 人（児童数 4,338 人・生徒数 2,378 人）でした。この 30 年の間、児童生徒の数は大きく変化していますが、市立小中学校の設置数は変わっていません。また現在、学校により児童生徒の数に差が生じていること等により、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

令和 6 年 8 月に、直方市教育委員会において「直方市学校規模適正化基本指針」（以下「基本指針」という。）を決定しました。

基本指針では、直方市が学校規模適正化に取り組むにあたっての「前提となる考え方」、「基本的な考え方」を示した上で、「直方市の目指す学校教育」について定めました。

基本指針は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について、主に【教育的な観点】から検討し、児童生徒の教育条件を改善するためにゆずれない部分を定めたものです。

基本指針を踏まえ、直方市の学校規模適正化の取り組みをもう一段階前に進めるために、直方市学校規模適正化基本計画検討委員会からの答申や、パブリックコメント、直方市長との協議等を経て、直方市教育委員会は、直方市学校規模適正化基本計画を策定します。

2. 直方市学校規模適正化基本計画の位置づけ

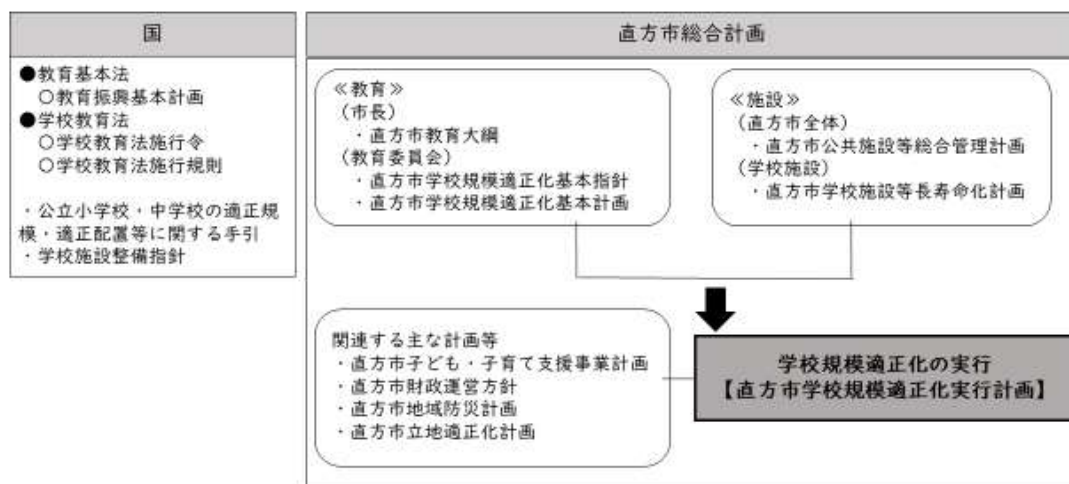
政府は、教育基本法に示された教育の理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を策定しています。

教育基本法の理念を踏まえ、学校教育法において学校教育の枠組みや義務教育の目標が定められ、それらの具体的な実施のために、学校教育法施行令や学校教育法施行規則が定められています。

直方市は、教育振興基本計画を参酌し、令和2年2月に直方市教育大綱を策定しました。直方市教育大綱を踏まえ、直方市教育委員会において、令和6年8月に基本指針を決定しました。

直方市学校規模適正化基本計画（以下「基本計画」という。）は、

- 「1. 直方市の目指す学校規模」を定め、
- 「2. 直方市の適正な学校数・学校配置」の方向性を示し、
- 「3. 学校規模適正化へのロードマップ」を描くものです。



基本計画決定後は、直方市学校規模適正化実行計画（仮）（以下「実行計画」という。）を策定した上で、学校規模適正化を実行していきます。

実行計画は、基本指針、基本計画を踏まえ、児童生徒数の予測をした上で、直方市の適正な学校数や配置に係る校区再編や学校統合について、今後の具体的なプランを描くものとします。

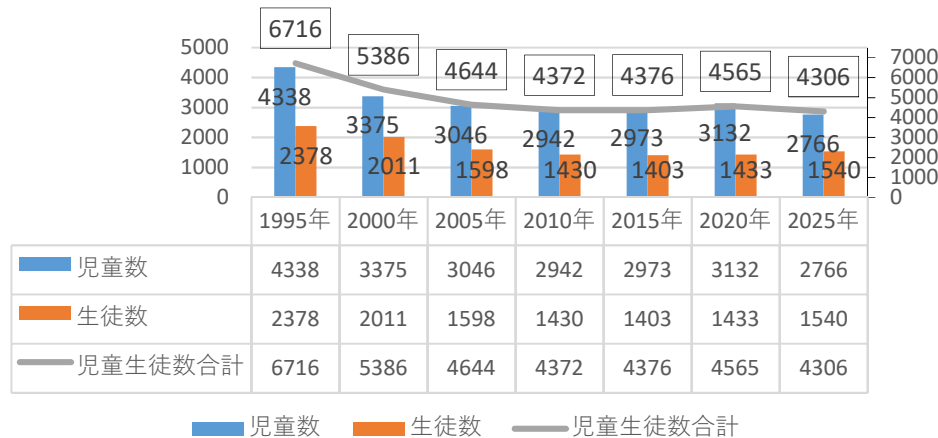
実行計画は、学校施設についての整備方針、整備の優先順位、整備計画（時期）、コスト等（＝「直方市学校施設等長寿命化計画」の内容）を内包するものとします。

第2章 学校を取り巻く現状と課題

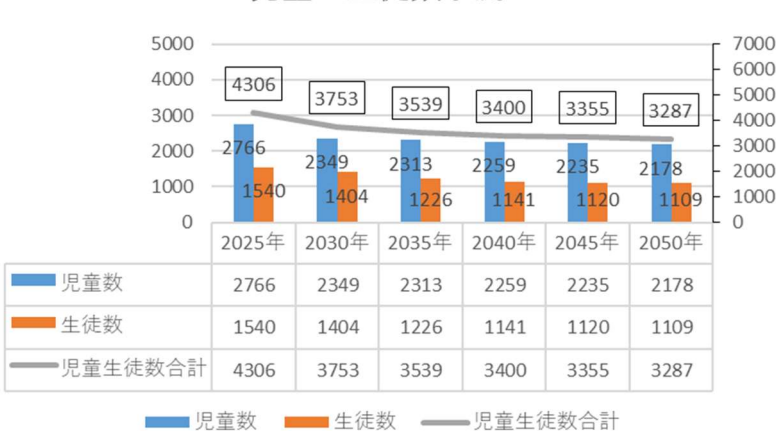
1. 児童生徒数の推移と将来推計

直方市には、直方市立小学校11校、直方市立中学校4校が設置されています。直方市立小中学校に在籍する児童生徒は、4,306人（児童数2,766人・生徒数1,540人）（令和7年5月1日時点）です。児童生徒数は、減少しており、今後も減少が予測されています。

児童・生徒数推移（各年5月1日時点）



児童・生徒数予測



2025年は、実数

（2025.5.1時点）

2030年以降は、予測

（「住民基本台帳データ」

「日本の地域別将来推計人口

（令和5年推計）」より）

また、予測を上回るペースでの人口減少や、少子化が進行しています。

	0～4歳	5～9歳	10～14歳	直方市の人口総数
実績数	1,740人	2,224人	2,599人	54,263人
予測数	1,889人	2,247人	2,546人	54,692人
実績数-予測数	▲149人	▲23人	53人	▲429人

実績数：直方市「令和7年度の人口と世帯数」の「令和7年9月年齢別人口」より

予測数：「日本の地域別将来推計人口 令和5(2023)年推計」の「都道府県・市区

町村の男女・年齢（5歳）階級別将来推計人口」より

各年3月31日現在の0歳人口（各年の「年齢別統計表」より）

2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
470人	434人	432人	395人	411人	382人	380人	364人	317人	298人

2. 学校規模の現状と今後の見込み

令和7年5月1日時点において、基本指針で定めた学校規模の分類の定義に従うと、直方市の小学校、中学校は次のように分類されます。

小学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
過小規模 (1～5学級)	4学級	中泉小※1
小規模 (6～11学級)	6学級	南小、西小、福地小
	8学級	下境小、東小
	11学級	植木小
標準規模 (12～18学級)	12学級	北小、新入小
	17学級	感田小、上頓野小

※1) 複式学級解消のために、6学級で運営

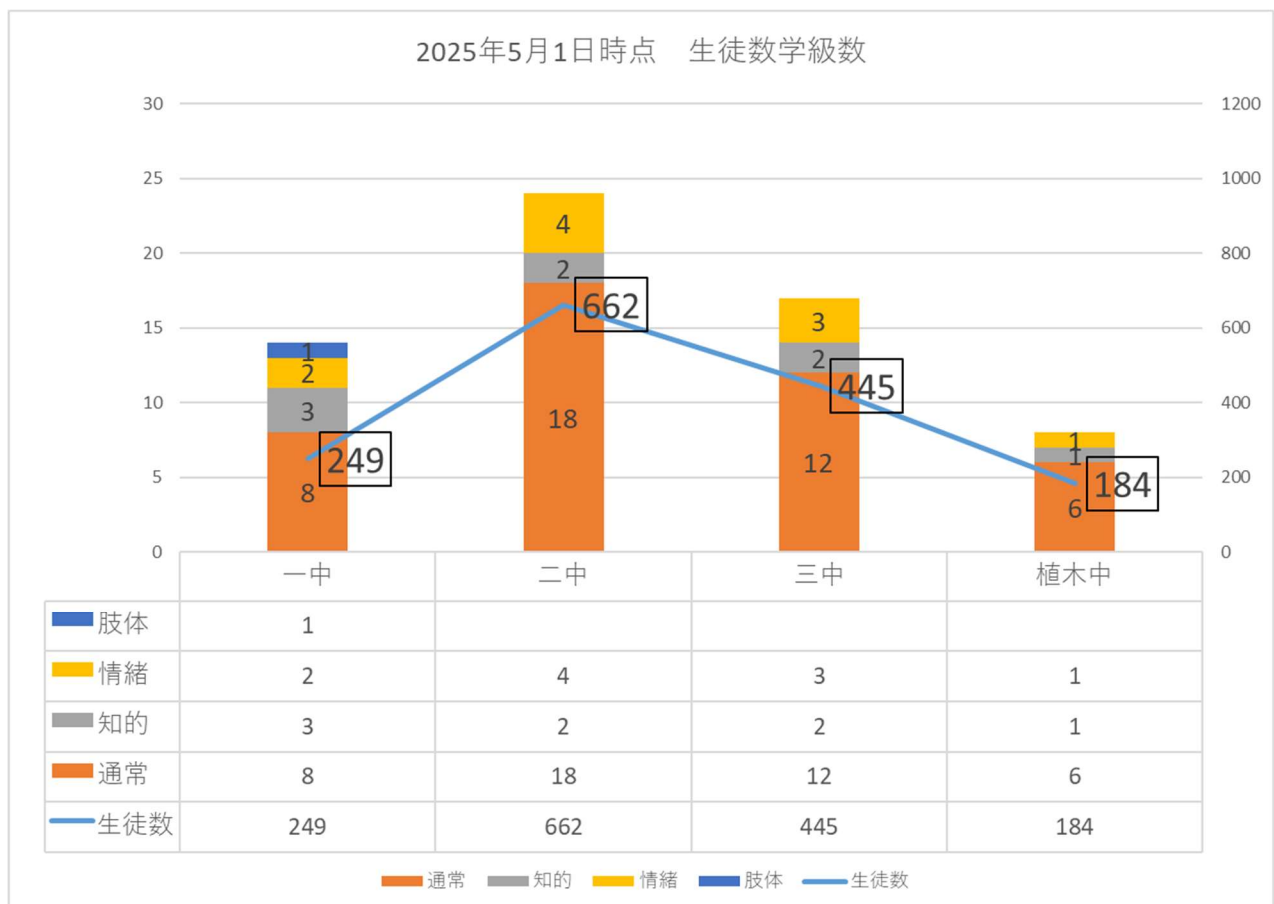
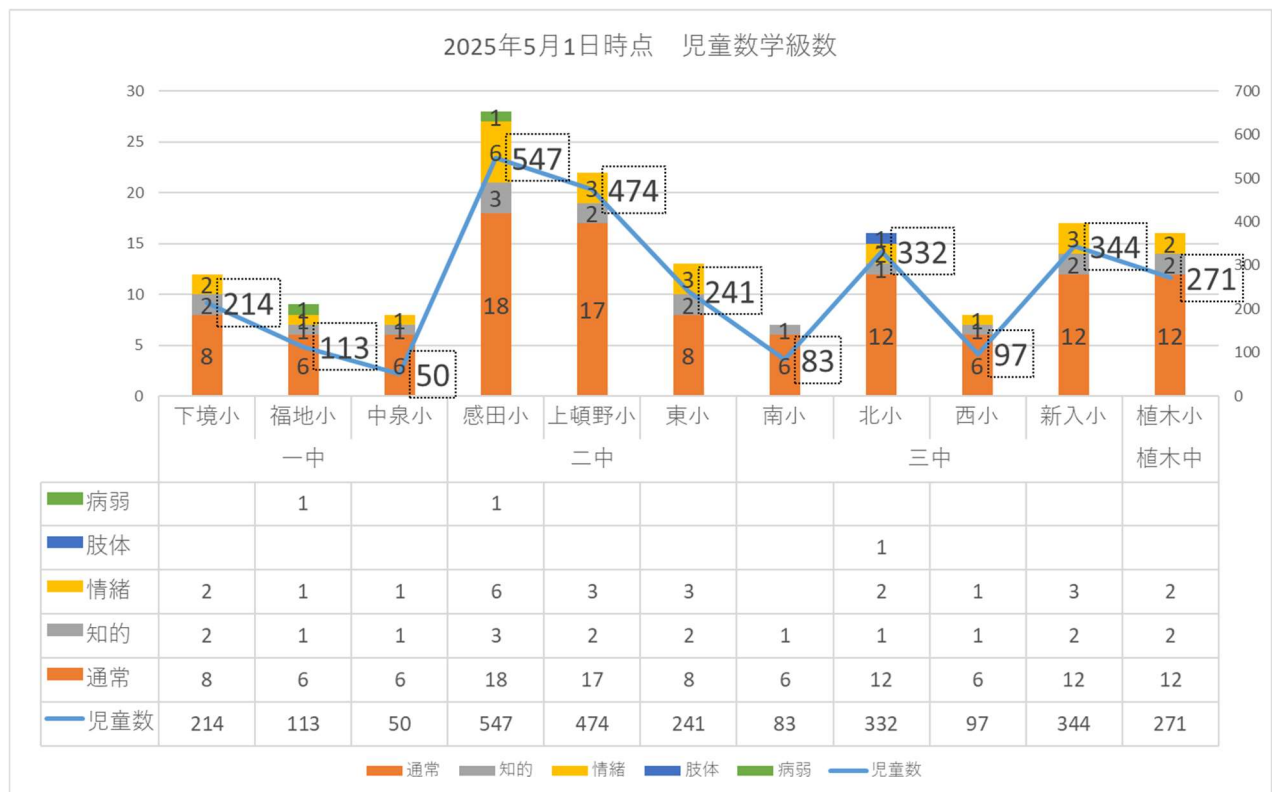
中学校/規模の分類 (通常学級数)	学級数(通常学級)(学級編成標準による学級数) (令和7年5月1日現在)	
小規模 (6～11学級)	6学級	植木中
	7学級	一中
標準規模 (12～18学級)	12学級	三中
	17学級	二中

また、人数の多い学校と、少ない学校との間に大きな差が生じており、今後の学校教育や学校運営に支障をきたす事態が予測される状況となっています。

感田小	17学級	547人	約11倍
中泉小	4学級	50人	

二中	17学級	662人	約3.5倍
植木中	6学級	184人	

今後、直方市の児童生徒数は減少が予測されています。学校規模は小規模化が進み、学校間の違いがより顕著となる可能性が高いと予測されます。



3. 学校施設の状況

直方市の学校施設は、老朽化が進んでいます。校舎、体育館 59 棟のうち、建築から 30 年以上経過しているものが 54 棟あり、そのうち 14 棟は 50 年以上経過しています。学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であるところ、施設の必要な改修は適時に行う必要があります。

改修にあたっては、優先順位を設定し、計画的に老朽化対策を行うために、直方市学校施設等長寿命化計画（以下「長寿命化計画」という。）の見直しを行う必要があります。長寿命化計画の見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とする必要があります。また、学校施設の一部を学童クラブとして利用している現状があることから、学童クラブ施設も考慮した計画とする必要があります。

従来の日本型学校教育をさらに発展させ、これからの時代を生きていく全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、こどもの学びや教職員を支える環境づくりが必要です。新時代の学びを支える環境整備のために、既存の学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことも適宜検討する必要があります。

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であり、こどもたちの学びを支える基本的施設となっています。また、地域のコミュニティの拠点として生涯にわたる学習、文化スポーツなどの活躍の場として利用される身近な公共施設であるとともに、災害発生時には地域の避難所としての役割を果たす多機能かつ重要な施設となっています。学校施設の改修等にあたっては、他の公共施設との複合化や共有化を図ることや、施設の維持管理に関する負担軽減のために効率的な管理運営を図ること等、検討する必要があります。また、統合により学校としての利用をしなくなる施設については、地域の実情やニーズも踏まえて活用方法を検討していく必要があります。

4. 学校と地域の関係

基本指針で示された直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】に記載のあるとおり、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、学童クラブ、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。

そのような学校が持つ多様な機能にも留意しながら、学校規模適正化の検討を進める必要があります。また、学校だけではなく、地域住民等と連携・協働し、一体となって児童生徒の成長を支えていくことが必要です。そのためにも、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくことが重要です。

学校統合に伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、学校と地域の関係が希薄化することが危惧されるため、対策を検討し、実施する必

要があります。また、学校の持つ多様な機能を踏まえつつ、学校・保護者・地域との間での意見交換を行い、「こどものために」の共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組めます。

5. 学校施設・学校運営面での教育課題

（多様な教育ニーズへの対応）

児童・生徒数の減少に伴い、通常学級の数は一減少していますが、特別支援学級の数は一増加しているため、教室不足が生じている状況があります。また、令和8年度から順次、中学校35人学級が導入されるため、さらに教室不足が生じる可能性があります。

特別支援教育への対応のほか、習熟度別・少人数指導等の多様な学び方への対応、外国人児童・生徒への支援、不登校児童・生徒への対応等、多様化する教育ニーズにきめ細かく対応することが求められています。

		平成7年 1995年		令和7年 2025年	
小学校	通常学級数	136	学級数計	111	学級数計
	特別支援学級数※1	4	140	45	156
	児童数	4,338人		2,766人	
中学校	通常学級数	67	学級数計	44	学級数計
	特別支援学級数※1	2	69	19	63
	生徒数	2,550人		1,540人	

※1）平成7（1995）年当時は特殊学級。平成18年の学校教育法改正により廃止改称

（教育環境の近代化）

GIGAスクール構想に伴い、1人1台端末、無線LAN環境等のデジタル学習基盤は整備が進みましたが、コストや通信環境、旧JIS規格の教室用机では端末の利用に支障があること、ICT機器の活用方法や活用率に学校間格差があること等、新たな課題に直面しています。

（教員の負担増）

教員は、授業だけでなく、校務、保護者対応、事務作業等の多くの業務を抱え、厳しい勤務実態があります。教員の採用数の減少や教員志望者の減少、若手教員の離職等により全国的に教員不足が深刻化し、教員1人当たりの負担が増えています。教員の多忙化により、児童生徒一人ひとりと向き合う時間が十分に確保できず、学習指導や生徒指導の質が低下する恐れがあります。

第3章 直方市が目指す学校像

1. 直方市が目指す学校教育

教育振興基本計画を参酌し、地方公共団体の長は、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めるものとされています。

直方市では令和2年2月12日に直方市教育大綱を策定しました。

直方市教育大綱を踏まえ、基本指針において、直方市の目指す学校教育を、次のとおり定めました。

直方市の目指す学校教育は、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

直方市の目指す学校教育を実現するために、次のようなことに取り組みます。

（1）たくましく生き抜く力を育む

社会の在り方が劇的に変わり、予測が困難な時代を生き抜くために必要な力を身につけ、また正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦し、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成します。

（2）可能性を最大限に引き出す

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限に引き出す教育に取り組みます。

（3）主体的に学び続ける力を育む

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力し、また自己実現のために生涯学び続ける力を育成します。

第4章 直方市学校規模適正化基本計画

1. 直方市の目指す学校規模

直方市は、次のとおりの学校規模を目指します。

小学校は、12 学級から 18 学級（学級数は、通常学級の数）

中学校は、9 学級から 18 学級（学級数は、通常学級の数）

その理由は、次のとおりです。

①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（基本指針より）

基本指針で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要です。

②直方市の目指す学校教育の実現（基本指針より）

基本指針で定めた直方市の目指す学校教育を実現するために適切な学校規模とすることが必要です。

③1 学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられます。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要です。

また、1 学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられます。

令和 5 年度に行った教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1 学年 1 学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていました。

④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定しにくいこと等のデメリットが生じます。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級数は減少していますが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校があります。

学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生する可能性があります。

令和５年度に行った「教職員アンケート」や「保護者・児童生徒アンケート」において、小学校の１学年４学級以上、中学校の１学年７学級以上を望む声は非常に少ないものでした。

⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響

小学校の学級編成標準（＝１学級あたりの上限人数）は３５人です。

中学校の学級編成標準は、現時点では４０人ですが、令和８年度以降順次３５人となります。

学級規模（＝１学級の児童生徒数）が小さいほど、児童生徒一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといったメリットがある一方、係などの学級での役割を通して成長する機会、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいこと等のデメリットがあると考えられます。

学校規模の小規模化により、体験格差が生じたり、人と関わる機会や対話といったものが少なくなり、学習成果に影響が出ることも考えられます。

⑥バランスのとれた教職員集団の配置

基本指針の基本的な考え方にあるとおり、義務教育段階の学校において教育を十全に行うためには、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えられます。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革にも資することとなる等、好循環化が期待できます。また近年は、教員の欠員が慢性化しています。学校統合により、必要となる教員数が減少することにより、定員充足に向けて改善が期待できます。

⑦直方市の目指す学校規模（小学校）

「③Ⅰ学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の小学校においてはⅠ学年に複数の学級が必要であると考えます。法令上、学校規模の標準は「１２学級以上１８学級以下」とされており、直方市においてはこの標準と異なる規模を目指す特別の事情もないことから、直方市の小学校は、【１２学級から１８学級】の学校規模を目指すとししました。

⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

「③Ⅰ学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の中学校においてはⅠ学年に複数の学級が必要であると考えます。法令上、学校規模の標準は「１２学級以上１８学級以下」とされています。直方市学校規模適正化基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）からの答申は、【中学校は、９学級から１８学級】であったことや、検討委員

会において現在の中学校の状況や成果を評価する意見があったことから、教育委員会において慎重に協議を行いました。「①直方市学校規模適正化の基本的な考え方」を鑑み、「②直方市の目指す学校教育の実現」のために、「⑥バランスのとれた教職員集団の配置」は非常に重要と考えます。そして中学校は同世代の集団の中で社会性を養うことがより重要な時期です。中学校の【9 学級】は、標準には満たないものの、おおむね、全学年でクラス替えができ、同学年に複数の教員を配置したり、免許外指導を解消したりすることが可能な学校規模であることから、直方市の中学校は、【9 学級から 18 学級】の学校規模を目指すとししました。

⑨1 学級あたりの人数

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位です。一般に、学級規模（＝1 学級の児童生徒数）が小さいと、きめ細やかな指導がしやすくなる、発言の機会を多く確保できるようになるといったメリットがありますが、その一方で、学級における児童生徒数が極端に少なくなると次のような課題が現れます。

- ・運動会や体育会、文化展等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
- ・班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ・協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ・児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ・教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

このような課題が表出されることを防ぐためにも、学校規模適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級規模や学校全体の児童生徒数についても考慮する必要があります。学級規模や学校全体の児童生徒数についての考慮に当たっては、直方市の目指す学校教育の実現に資するものとする必要があります。

2. 2050 年における直方市の適正な学校数・学校配置

【小学校の適正な学校数】

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口 令和 5（2023）年推計」（以下「社人研予測」という。）を基に予測した令和 32（2050）年における直方市の児童数（小学校 1 年生から 6 年生の数）は、約 2,200 人（1 学年平均 366 人）です。しかし、令和 7 年 3 月 31 日現在の 0 歳人口が 298 人となったように、急激に少子化が進んでいます。少子化が継続し、今後も 1 年間の出生数が約 300 人であれば、社人研予測を上回るペースで人口減少が進みます。1 学年の児童数を 300 人と仮定した場合、令和 32（2050）年における児童数予測は、1,800 人（300 人×6 学年）となります。

直方市の児童数を 1,800 人と想定した場合、小学校が全て 18 学級（35 人×18 学級＝630 人）の小学校と仮定したときに想定される小学校の数は、3 校（1 校あたり約 600 人）となります。小学校が全て 12 学級（35 人×12 学級＝420 人）の小学校と仮定し

た場合、想定される小学校の数は 5 校（1 校あたり約 360 人）となります。

直方市の児童数を 2,200 人と想定した場合、小学校が全て 18 学級（35 人×18 学級＝630 人）の小学校と仮定したときに想定される小学校の数は、4 校（1 校あたり約 550 人）となります。小学校が全て 12 学級（35 人×12 学級＝420 人）の小学校と仮定した場合、想定される小学校の数は 6 校（1 校あたり約 370 人）となります。

	2050 年 児童数予測	想定される小学校数	
		1 校 18 学級の場合	1 校 12 学級の場合
1 学年 300 人想定	1,800 人	3	5
社人研予測より想定	2,200 人	4	6

社人研予測を上回るペースで人口減少が進んでいるという現状を鑑み、想定される小学校数が 6 校となる可能性は低いと考えられることから、2050 年における直方市の適正な小学校の数は、3 校から 5 校と設定します。

【中学校の適正な学校数】

社人研予測を基に予測した令和 32（2050）年における直方市の生徒数（中学校 1 年生から 3 年生の数）は、約 1,100 人（1 学年平均 366 人）です。しかし、社人研予測を上回るペースで人口減少が進み、1 学年の生徒数が 300 人となると仮定した場合、令和 32（2050）年における生徒数予測は、900 人（300 人×3 学年）となります。

直方市の生徒数を 900 人と想定した場合、中学校が全て 18 学級（35 人×18 学級＝630 人）の中学校となると仮定したときに想定される中学校の数は、2 校（1 校あたり約 450 人）となります。中学校が全て 9 学級（35 人×9 学級＝315 人）の中学校となると仮定した場合、想定される中学校の数は 3 校（1 校あたり約 300 人）となります。

直方市の生徒数を 1,100 人と想定した場合、中学校が全て 18 学級（35 人×18 学級＝630 人）の中学校となると仮定したときに想定される中学校の数は、2 校（1 校あたり約 550 人）となります。中学校が全て 9 学級（35 人×9 学級＝315 人）の中学校となると仮定した場合、想定される中学校の数は 4 校（1 校あたり 275 人）となります。

	2050 年 生徒数予測	想定される中学校数	
		1 校 18 学級の場合	1 校 9 学級の場合
1 学年 300 人想定	900 人	2	3
社人研予測より想定	1,100 人	2	4

社人研予測を上回るペースで人口減少が進んでいるという現状を鑑み、想定される中学校数が 4 校となる可能性は低いと考えられることから、2050 年における直方市の適正な中学校の数は、2 校から 3 校と設定します。

【適正な学校配置】

直方市の小中学校の適正配置の検討にあたり、通学距離及び通学時間を次のとおり設定して検討を進めます。

（通学距離）

直方市における通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内をおおよその目安とする。

（通学時間）

直方市における通学時間は、1時間以内を一応の目安とする。

なお、学校の統合により、通学時間や距離が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を行います。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討する必要があります。

3. 学校規模適正化へのロードマップ

2050年における直方市の適正な学校数を実現するために、次のようにロードマップを定めます。この過程では、人口（児童生徒）推計を継続的に行い、地域の変化を見極めながら児童生徒の教育条件の改善に努めます。

過小規模（1～5学級）の学校、5年以内に過小規模となると予測される学校については、学校統合を実施し、または学校統合の検討を開始します。

小規模（6～11学級）の継続が予測される学校は、直方市の目指す学校規模の実現のための対策を検討し、学校統合が望ましいと考えられる場合は、学校統合の検討を開始します。

（小学校）

	学校数	児童数予測
2025年	11校	2,766人
2030年	7～9校	2,349人
2040年	5～7校	1,800人～2,259人
2050年	3～5校	1,800人～2,178人

（中学校）

	学校数	生徒数予測
2025年	4校	1,540人
2030年	4校	1,404人
2040年	2～3校	900人～1,141人
2050年	2～3校	900人～1,109人

※児童数・生徒数予測について

2025年は、実数（2025年5月1日時点）

2030年は、予測（2025年4月末時点の住民基本台帳データ）

2040年・2050年は、予測（「一学年300人想定」～「社人研予測より想定」）

第5章 学校施設整備の基本的な考え方

1. 学校施設等の目指すべき姿

令和4年3月、文部科学省に対し、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議からの最終報告がなされました。その最終報告において、これからの学校施設についてのビジョンが示されています。直方市の学校施設も、このビジョンを意識した学校施設とする必要があります。

2. 学校施設整備の基本方針

令和4年6月、文部科学省は「小学校施設整備指針」及び「中学校施設整備指針」において、学校施設整備の基本的方針を定めています。学校施設の整備においては、これらの指針や基本的方針に十分な配慮をする必要があります。

また、直方市公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する基本方針の基本的な考え方を踏まえ、直方市の学校施設整備の基本方針を次のとおり定めます。

《基本的な考え方1》保有総量の最適化

（直方市の学校施設整備の基本方針1：維持可能な保有総量）

直方市の児童生徒数は、今後も減少が予測されることから、学校規模適正化の検討に合わせ学校施設保有総量の最適化も図ります。保有総量の最適化のために、また持続可能な財政運営のためにも、学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことを適宜検討します。保有総量の最適化の検討に当たっては、他の公共施設との複合化や共有化の検討を行います。また、統合により学校としての利用をしなくなる施設については、地域の実情やニーズも踏まえて活用方法を検討する必要があります。

《基本的な考え方2》適切な維持管理

（直方市の学校施設整備の基本方針2：安全性確保、優先順位設定の必要性）

直方市の学校施設は老朽化が進んでおり、老朽化対策は喫緊の課題です。安全に関わる部分は優先的に改修等を適時に行う必要があります。ただし、直方市の目指す学校教育の実現のために、学校の統合・通学区域の変更等の検討状況や市の財政状況等を勘案して、優先順位を考えながら計画的に改修等を進めます。計画的な改修等に当たっては、給食室やプールも含めて検討を行います。

《基本的な考え方3》効率的な施設運営

（直方市の学校施設整備の基本方針3：総コストの算出と具体的プランの検討）

直方市の適正な学校数や配置について具体的なプランを示し、そのプランにおいてかかるコスト（施設整備にかかるコスト及び学校にかかる総コスト）を明らかにした上で、学校施設の効率的な運営に努めます。

コスト試算にあたっては、将来的な児童生徒数予測をし、使用する教室数を可能な

限り正確に予測しながら行います。

3. 学校施設整備の優先順位

学校施設は、児童生徒の学習及び生活の場として、また教職員の働く場として、日照、採光、通風、換気、室温、音の影響等に配慮した良好な環境条件を確保するとともに、障がいのある児童生徒にも配慮しつつ、十分な防災性、防犯性など安全性を備えた安心感のある施設環境を形成することが重要です。

直方市の学校施設の老朽化対策は喫緊の課題であり、適時に改修工事を行う必要があります。また、災害発生時の避難所としても利用される学校体育館への空調設備設置工事や、学校のトイレ環境を改善するための改修工事等、教育環境改善のために必要な工事も多く考えられます。しかし、人口減少や厳しい財政状況が予測される中、全ての学校施設の改修工事等を行い、維持し続けることは不可能です。

今後は、学校規模適正化の検討状況を踏まえつつ、優先順位を設定した上で、学校施設の整備を進めます。

第6章 推進に向けて

1. 今後の進め方

（複式学級の速やかな解消）

小学校、中学校ともに、複式学級が存在する学校は教育上の課題が極めて大きいため、現に複式学級が存在する（学級編成標準による）学校については、複式学級の解消のために、学校統合を基本とした対策に速やかに着手します。

小学校、中学校ともに、5年以内に複式学級が発生すると予測される学校については、複式学級の発生を未然に防止するために学校統合を基本とした対策を速やかに実施します。

（学校規模適正化の方策）

学校規模適正化を図る方策は、例として次のような方法が考えられます。今後、直方市の目指す学校規模を実現するための最適な方策を検討します。検討にあたっては、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行います。

学校規模適正化の方策		方策の例
通学区域の見直し		・従来の通学区域の見直し ・特定地域選択制 ^{※1} の実施 等
統合	小学校同士の統合	・既存の学校用地を活用し、または新たな用地を確保して、複数校を統合し、新設校を整備する。
	中学校同士の統合	
	小中学校の統合	・施設一体型の小中一貫校の整備 ・義務教育学校の設置 等

※1）従来の通学区域は残したまま、特定の地域に居住する者について学校選択を認めるもの

また、通学区域の弾力的運用の制度（通学する学校を自由に選択できる制度）については、年度ごとに申請数の増減や偏りが発生しており、児童生徒数や学級数の予測が困難になる等、学校規模適正化の検討に支障が生じているため、見直しを行います。

これに伴い、校区外就学（特別な理由があり、住所地の学校以外の小中学校への就学を希望する児童生徒について、申請により希望する学校への就学を許可する制度）の制度は、許可基準の見直しを行う等により制度の充実を図った上で引き続き実施します。

（継続的な検討と柔軟な対応）

将来の人口（児童・生徒数）や地域の環境は、各地域の土地利用状況の変化や社会情勢の変化等により、予測と大きく異なることとなることも起こり得ます。基本計画策定後であっても、定期的・継続的に人口推計を行い、環境変化を注視しつつ、計画の変更を行う等、柔軟な対応を行います。

（「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現）

こどもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめ重大事態や不登校児童生徒数の増加等）に対応し、「令和の日本型学校教育^{※2}」の構築を目指すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指します。

個別最適な学び	「指導の個別化」と「学習の個別化」を教師視点から整理した概念を「個に応じた指導」というのに対し、学習者視点から整理した概念。個別の教育的ニーズを把握し一人一人の可能性を伸ばしていく学びや、個性や能力を生かして学びを深め将来の活躍につなげる学びのこと等。 （例） I C Tを活用した個々の学習状況の把握・分析、少人数指導、教育支援センターの充実、学びの多様化学校^{※3}、小規模特認校制度^{※4}
協働的な学び	探究的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学びのこと等。 （例） I C Tの活用による共同作成・編集、合意形成を図る活動、他の学校・地域や海外との交流

※2) 「令和の日本型学校教育」・・・誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体でS D G s（持続可能な開発目標）に取り組んでいく中で、ツールとしてのI C Tを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育

※3) 学びの多様化学校・・・いわゆる不登校特例校のこと。不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合に、文部科学大臣の指定を受けて設置される学校

※4) 小規模特認校制度・・・従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの

2. 部局横断的な検討体制

学校規模適正化の推進にあたっては、通学区域の変更に伴う地域との調整、公共施設の保有総量の最適化や複合化を担う部署や財政を担う部署との調整、総合計画や地域防災計画等との整合性をとること、地域活性化・都市戦略・学校跡地の利用のこと等、市

長部局との部局横断的な検討が必要です。市長部局と効果的な連携を図るための枠組みを設けたり、部局横断的な検討体制を構築したりする必要があります。

3. おわりに

直方市学校規模適正化基本計画は、直方市の学校規模適正化の方向性を決定する重要なものです。これから、基本計画で定めた方向性にあわせ、直方市の学校規模適正化について具体的なプランを示す実行計画の策定に進みます。同時に、複式学級解消のために、学校統合を基本とした対策に速やかに着手します。

なお、学校規模適正化の取組が、児童生徒の減少に合わせて学校の数を減らすだけのものとならないためにも、市の発展を意識した取組は必要です。安心して子どもを育てることができる環境を整備すること、未来を担う人材を育て地域で活かすこと、やりがいのある仕事を生み出すこと、地域を活性化し健幸で質の高い暮らしができるまちづくりをすること等、市全体での取組を通して直方市の魅力を高め、児童生徒の減少に歯止めをかけることも必要と考えます。

直方市における学校規模適正化の取組は、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善するためのものです。直方市のこどものために、そして直方市の未来を拓くために行う前向きなものであることを意識しながら、学校規模適正化の取組を進めて参ります。

令和●年●月

直方市教育委員会

直方市 教育大綱

未来を拓く

～新しい時代をたくましく生き抜く人づくり～

教育を取巻く状況

世界は今、グローバル化や人工知能、情報通信技術などの加速度的な進展により、これまでの固定観念は根底から覆され、今後の社会の変化は予想することも困難なものとなっています。今後の社会は、これまでの社会の延長線上にはないものと認識する必要があります。

また我が国においては、人口減少や少子・高齢化、労働力の確保や地域経済の衰退など多くの社会的課題が重なり、閉塞感が漂っています。本市も例外ではありません。これらの課題への対応や解決はこれまでの考え方や手法では不可能です。これからの地方自治体には、慣習や常識にとらわれない、新たなビジョンや戦略が求められます。

その重要な戦略の柱の一つが、「人づくり」だと考えます。未来を見据え、自らの人生を切り拓き、よりよく自己実現を果たす力を持つ人づくりが、直方市の未来を切り拓いていく力となるものと確信します。そこで、これまでの手法や慣習にとらわれない教育の改革、そのための投資が必要になります。

21世紀の社会をたくましく生き抜く子どもを育てるための教育環境、そして子育て環境の充実、また個人がよりよく自己実現を果たすための生涯学習社会の構築など、本市の発展に向けた様々な施策を推進する必要があると考えています。

何もかも新しいことを目指すということではありません。研ぎ澄まされた感覚で時代の変化を敏感に察知し、変わるべきものと、どのように時代が変わろうとも変わらないものを見極めることも重要です。

そこで、これからの本市の教育の方向性と方針を指し示す「直方市 教育大綱」を定めました。

まず、全体を貫く大きなテーマは「未来を拓く」です。これから大きく変化し続けていく新しい時代にあって、たくましく生き抜く力を持つ人づくりを進め、直方市民と直方市の未来を切り拓いていきたいと考えています。

このテーマのもと、「めざす市民像」そして「基本方針」を定めています。

そして、この教育大綱が今後実際に取り組む「直方市教育施策」へと繋がっていきます。

めざす市民像

- 主体的に学び続け、創造的な発想で未来を拓く市民
- 多様な価値観を尊重し、異なる文化に生きる人たちと協働して未来を拓く市民
- 自立した人間として、自身の可能性を信じ、未来を拓く市民

基本方針

1. 時代の変化を見据えた教育への変革と推進

正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦すること、さらには、学問分野を超えて、知識をさまざまな状況の中で創造的に活用できる力を育成する教育を目指します。

2. 可能性を引き出し、才能を伸ばす教育の推進

確かな学力、豊かな人間性、健康な体と体力を育むとともに、個人の可能性を最大限ひきだす教育を目指します。

3. 文化を尊重し、国際性と豊かなコミュニケーション力を育む教育の推進

郷土の歴史と文化に対して誇りと愛着を持つとともに、異なる文化を尊重する市民を育成します。

4. すべての人の幸せをかなえる教育の推進

自分の可能性を信じ、夢に向かって一生懸命努力する市民を、温かく応援する教育を目指します。

5. よりよい自己実現をめざし、生涯学び続ける力を育む教育の推進

だれもが、いつでも、どこでも学びつづけることができる環境づくりを進めます。

令和2年2月12日 策定

直方市長 大塚進弘

令和 7 年 9 月 1 日

直方市教育委員会
教育長 山本 栄司 様

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会
会長 日高 和美

答申書

令和 7 年 2 月 3 日付け直教学第 764 号にて諮問のありました件につき、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること。

(1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。

直方市は、次のとおりの学校規模を目指していくべきと考えます。

小学校は、12 学級から 18 学級

中学校は、9 学級から 18 学級

(学級数は、通常学級の数とする。)

(2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3) 前号の課題に対する改善の方法を検討すること。

①人口（児童生徒）推計について

直方市の人口（児童生徒数）は、減少傾向にあり、今後も減少傾向の継続が見込まれます。1993 年に 7,214 人（児童数 4,664 人、生徒数 2,550 人）だった児童生徒数は、2025 年には 4,306 人（児童数 2,766 人、生徒数 1,540 人）となっており、その減少率は約 40 パーセントです。2050 年には 3,287 人（児童数 2,178 人、生徒数 1,109 人）となると予測されており、1993 年からの減少予測率は約 55 パーセントです。児童生徒数が教育条件へ与える影響は大きいため、直方市の目指す学校規模を実現するために、人口（児童生徒）推計を継続的に行うべきです。

②学校施設の状況について

直方市の学校施設は、建設から一定期間が経過し、老朽化が進んでいます。令和元年 5 月に策定された「直方市学校施設等長寿命化計画」は、策定から一定期間が経過したこと等から、見直しを行うべきです。見直しにあたっては、安全に関わる部分を最優先として、必要に応じて優先順位を設定し、計

画的に老朽化対策を行うために、見直しを行うべきです。優先順位の設定にあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とすべきです。

従来の日本型学校教育をさらに発展させ、これからの時代を生きていく全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けて、こどもの学びや教職員を支える環境づくりが必要です。新時代の学びを支える環境整備のために、既存の学校施設の改修だけでなく、校舎の新增築等、適切な投資を行うことも適宜検討すべきです。

老朽化対策、優先順位の設定や適切な投資の検討にあたっては、直方市公共施設等総合管理計画に掲げる公共施設の移管・面積削減率 30%を鑑みつつ、児童生徒の教育条件を改善するための学校規模適正化であることを意識して検討すべきです。

③学校の適正配置（通学条件）について

直方市の学校の適正配置の検討にあたっては、

- ・直方市における通学距離は、小学校は4km以内、中学校は6km以内をおおよその目安と設定すべきです。
- ・直方市における通学時間は、1時間以内を一応の目安と設定すべきです。

なお、学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を検討すべきです。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討すべきです。

④学校と地域の関係

令和の日本型学校教育の実現のためにも、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進すべきです。

学校統合に伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、学校と地域との関係が希薄化することを防ぐための対策を検討すべきです。また、学校の持つ多様な側面（地域の防災拠点、地域における文化・スポーツの活動拠点、地域社会の支柱等）を踏まえつつ、学校・保護者・地域との間での意見交換を行い、「こどものために」共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組むべきです。

(1) (2) (3) の答申にあたっての検討の詳細については、別紙「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書」に記載します。

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 報告書

令和 7 年 9 月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会

目次

はじめに

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容
検討内容について

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること。

(1)直方市の目指す学校規模について検討すること。

- ①直方市学校規模適正化の基本的な考え方
- ②直方市の目指す学校教育
- ③1 学年複数学級の必要性
- ④大規模化の回避の必要性
- ⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響
- ⑥バランスのとれた教職員集団の配置
- ⑦直方市の目指す学校規模（小学校）
- ⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

(2)多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3)前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

- ①人口（児童生徒）推計について
- ②学校施設の状況について
- ③学校の適正配置（通学条件）について
- ④学校と地域の関係

おわりに

【答申参考資料】

- 1.諮問書
- 2.直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿
- 3.資料③-03 学校規模によるメリット・デメリット
- 4.資料④-01-1 直方市の目指す学校規模について
- 5.資料③-06-1「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）【概要】
- 6.資料③-05 直方市公共施設等総合管理計画について
- 7.資料⑤-04（6-17 頁抜粋）公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（文部科学省）

【はじめに】

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会では、令和 7 年 2 月 3 日、「諮問書」のとおり直方市教育委員会からの諮問を受け、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会名簿」のメンバーで、「直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容」のとおり、計 6 回の会議を開催しました。会議の予定時間を超え審議を行うことがあるなど、各委員熱心に審議を実施しました。

今回の答申にあたっての検討内容や補足の意見等について、この報告書にて報告します。

【直方市学校規模適正化基本計画検討委員会 開催経過・内容】

	開催日	内容
第一回	令和7年2月3日	委嘱状交付 会長及び副会長の選出 議事 (1)諮問 (2)事務局説明 ・直方市学校規模適正化の検討について ・直方市の人口（児童・生徒数）推計について (3)協議
第二回	令和7年3月25日	議事 (1)協議 ・人口（児童・生徒数）推計の分析、課題抽出 (2)事務局説明 ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について
第三回	令和7年5月21日	議事 (1)確認 ・検討委員会への諮問内容、検討事項について ・「基本計画」のイメージ (2)協議 ○第二回会議の事務局説明に関すること ・直方市立学校施設の現状について ・直方市立学校施設に係る財政状況について ○直方市の目指す学校規模について ・学校規模ごとのメリット、デメリットについて (3)事務局説明 ・直方市の財政状況について ・直方市公共施設等総合管理計画について ・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～）

第四回	令和 7 年 6 月 27 日	議事 (1)協議 ○第三回会議の事務局説明に関すること ・直方市の財政状況について ・直方市公共施設等総合管理計画について ・学校を取り巻く現状について（～「令和の日本型学校教育」～） ○直方市の目指す学校規模について (2)事務局説明 ・通学区域に関すること ・地域と学校の連携について
第五回	令和 7 年 7 月 30 日	(1)協議 ○答申書（案）について ・直方市の目指す学校規模について ・通学区域に関すること ・地域と学校の連携について
第六回	令和 7 年 8 月 26 日	(1)協議 ○答申書（案）について ・直方市の目指す学校規模（中学校）について (2)答申書の提出について

【検討内容について】

1 市立学校の規模適正化に関する基本的な計画に関すること

(1) 直方市の目指す学校規模について検討すること。

①直方市学校規模適正化の基本的な考え方（「基本指針」より）

令和 6 年 8 月 6 日直方市学校規模適正化基本指針（以下「基本指針」という。）で示された直方市学校規模適正化の基本的な考え方に基づき、直方市の義務教育段階の学校は、一定の学校規模を確保することが重要である。

②直方市の目指す学校教育（「基本指針」より）

教育基本法の理念、学校教育法における義務教育の目標を鑑み、また教育振興基本計画を参酌して定められた直方市教育大綱を踏まえて決定された直方市の目指す学校教育である「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」を実現するための適切な学校規模とすることが必要である。

③1 学年複数学級の必要性

単学級のデメリットとして、クラス替えができず児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができないこと、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけられないこと、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができないこと等が考えられる。

直方市の目指す学校教育の実現のため、また多様な考えに触れ、切磋琢磨しながら自分の能力を伸ばすために、一定の学校規模が必要である。

また、1 学年に複数の学級があることで、児童生徒同士の人間関係や児童生徒と教員の人間関係に配慮した学級編成ができること、クラス替えを機会とした新たな人間関係を構築する力を身につけることができること、クラス同士が切磋琢磨する環境を作ることができること等が考えられる。

令和 5 年度に行われた教職員アンケートや保護者・児童生徒アンケートにおいて、1 学年 1 学級を望む声は非常に少なく、複数学級を望む声が圧倒的多数を占めていた。

④大規模化の回避の必要性

学校が大規模化すると、教職員による各児童・生徒の状況把握が難しくなることや、学校行事や部活動において児童生徒一人ひとりの個別の活動機会を設定

しにくいこと等のデメリットが生じる。

児童生徒数の減少に伴い、通常学級の数も減少しているが、特別支援学級の増加により、教室の確保に苦慮している学校がある。

学級数の増加＝学校の大規模化が進むと、現状の校舎では対応出来ない事態が発生する可能性がある。

令和 5 年度に行われた「教職員アンケート」や「保護者・児童生徒アンケート」において、小学校の 1 学年 4 学級以上、中学校の 1 学年 7 学級以上を望む声は非常に少なかった。

⑤学級規模、学校規模の小規模化の影響

小学校の学級編成の標準（＝1 学級あたりの上限人数）は 35 人である。

中学校の学級編成の標準は、現時点では 40 人であるが、2026 年度以降順次 35 人となる。

学級規模（＝1 学級の児童生徒数）が小さいほど、児童生徒一人ひとりに目が届きやすくきめ細やかな指導が行いやすいといったメリットがある一方、係などの学級での役割を通して成長する機会、多様な考え方に触れる機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいこと等のデメリットがあると考えられる。

学校規模の小規模化により、体験格差が生じたり、人と関わる機会や対話といったものが少なくなり、学習成果に影響が出ることも考えられる。

⑥バランスのとれた教職員集団の配置

基本指針の基本的な考え方にあるとおり、義務教育段階の学校における教育を十全に行うためには、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましい。学校規模適正化により、直方市の目指す学校規模が実現すれば、バランスのとれた教職員集団が配置される可能性が高まり、その結果、児童生徒の学習環境が向上することや教職員の働き方改革にも資することとなる等、好循環化が期待できる。

⑦直方市の目指す学校規模（小学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の小学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされており、直方市においてはこの標準と異なる規模を目指す特別の事情もないことから、【小学校は、12 学級から 18 学級】の学校規模を目指す

ていくべきとした。

⑧直方市の目指す学校規模（中学校）

「③1 学年複数学級の必要性」のとおり、直方市の中学校においては 1 学年に複数の学級が必要であると考え。法令上、学校規模の標準は「12 学級以上 18 学級以下」とされているところであるが、協議の結果、【中学校は、9 学級から 18 学級】の学校規模を目指していくべきとした。

中学校の目指す学校規模について検討する過程で、現在の中学校の状況や成果を評価し、6 学級以上を目指すべきとの意見もあったが、次のような意見を踏まえ、本検討委員会からの答申は【9 学級から 18 学級】とした。

・教職員、保護者・児童生徒アンケート

アンケートの回答において、現状の学級数のままと望む声も多い。現在の中学校において、特に問題なく運営できている状況からも、現状より大きな学校規模を目指す、とすることは慎重に考える必要がある。

・教員の配置、教科の専門性の確保

基本指針で示されているとおり、バランスのとれた教職員集団が配置されることは非常に重要である。福岡県の基準、教員免許の取得者数等にもよるため、教員の配置については直方市だけで決められるものではない。しかし、免許外指導の生徒への影響や免許外の教科指導を担当する教員の負担を考えると、各教科の免許を保有している教員を配置することや、免許外指導を解消することができる可能性がより高くなる学校規模を目指す必要がある。

・生徒の多様性の確保、クラス替えの重要性

小学校と比較して、同世代の集団の中で社会性を養うことがより重要とされる中学校においては、多くの友達との関係性を築き、他者との関係の中で多様な考えに触れる必要がある。そうした機会をなるべく多く確保できる学校規模を目指す必要がある。また、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成を図るために、クラス替えの機会は重要な機会である。クラス替えが効果的に行えるような学校規模を目指す必要がある。

・施設の老朽化、財政状況

学校施設の老朽化が進んでおり、いずれ建て替え等を検討する必要がある。施設維持や建て替えにかかる費用を考えたときに、直方市の財政状況を踏まえると、現状の学校を全て維持することは負担が大きすぎる。

・通学区域の弾力的運用

直方市の目指す学校規模を定め、その実現に向けた行動を進めていく一方、通学する学校を自由に選択できる通学区域の弾力的運用を継続することによって目指す学校規模の実現に影響が出ると思われる。通学区域の弾力的運用についての今後の取り扱いについては、しっかりと検討する必要がある。

○学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

主に、上記①から⑧までの検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市は、次のとおりの学校規模を目指していくべきと考えます。

小学校は、12 学級から 18 学級

中学校は、9 学級から 18 学級

(学級数は、通常学級の数とする。)

第2章 直方市立学校の規模適正化に関する基本指針に関すること

1. 前提となる考え方

当検討委員会では、直方市立小・中学校の規模や課題対策についての議論を進めるにあたり、以下の考えを前提とすることを確認しました。

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

直方市における学校規模適正化の検討は、二段階を踏むことを想定しています。

第一段階として、

「直方市の目指す学校教育」「その目指す学校教育を実現するための学校規模の検討」

第二段階として、

「直方市の適正校数」「適正な学校の配置」を検討します。

2. 基本的な考え方（当検討委員会における基本指針の検討の範囲）

学校規模適正化に取り組むにあたり、直方市の状況や文部科学省によって示されている施策等を検討した結果、当検討委員会における「基本的な考え方」を、以下のようにすることとしました。

【教育的な観点】

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に着けることが重要となります。そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあ

り、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格も持っています。

学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な課題ですが、飽くまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものです。

上記のような基本的な考えの下、当検討委員会において検討する基本指針の範囲としては、【教育的な観点】を主に検討することとしました。

3. 直方市の目指す学校教育

直方市の目指す学校教育は、令和2年に策定された直方市教育大綱の【目指す市民像】【基本方針】を実現するための学校教育とすることを確認しました。

その上で、特に次の点に着目し、意識することを確認し、答申書に記載をすることとしました。

【目指す市民像】の「主体的に学び続け」という部分

【基本方針】の「可能性を引き出し」という部分

答申書への記載にあたり、主に次のような意見がありました。

- ・児童生徒の「可能性を引き出す」ことが特に重要
- ・学力向上も大事だが、様々な問題が起きている現在において、精神面の強さ、折れない心を育むことも大事
- ・教育大綱の言葉を上手く活用すべき
- ・多様な価値観を持つ個の存在を大切にした上で、個と個の関わり合いが重要

以上のような議論の結果、当検討委員会からの答申として、次のように表現をすることとしました。

直方市学校規模適正化基本指針の決定にあたっては、

「多様な価値観が存在する社会をたくましく生き抜くために、児童生徒の可能性を最大限に引き出し、主体的に学び続ける力を育む学校教育」

を「直方市の目指す学校教育」と設定し基本方針の決定をすべきです。

「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（教職員）」

（令和 5 年 10 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日実施）

問 7：小学校の学級数

小学校の 1 学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※通常学級
国の定める法令上、小学校の学級数は「1 学年あたり 2～3 学級（1 学校あたり
12～18 学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4学級以上	総計
小学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	7	273	14	294
	2.4%	92.9%	4.8%	100.0%

問 8：中学校の学級数

中学校の 1 学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。 ※通常学級
国の定める法令上、中学校の学級数は「1 学年あたり 4～6 学級（1 学校あたり
12～18 学級）を標準とする」となっています。

	1学級	2～3学級	4～6学級	7学級以上	総計
中学校の1学年の学級数はどの程度が望ましいと思いますか。	2	165	118	9	294
	0.7%	56.1%	40.1%	3.1%	100.0%

※「教職員アンケート」

実施時期：令和 5 年 10 月 23 日から令和 5 年 11 月 10 日

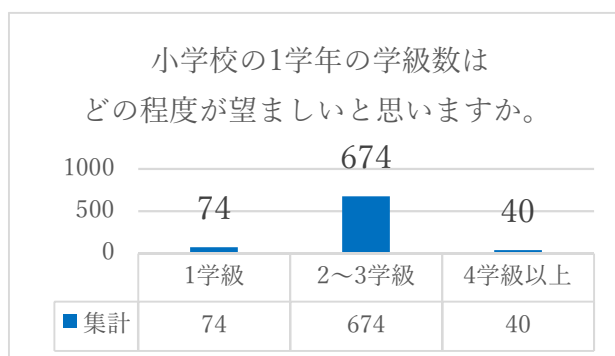
対象：直方市立小中学校の教職員

回答数：294 名

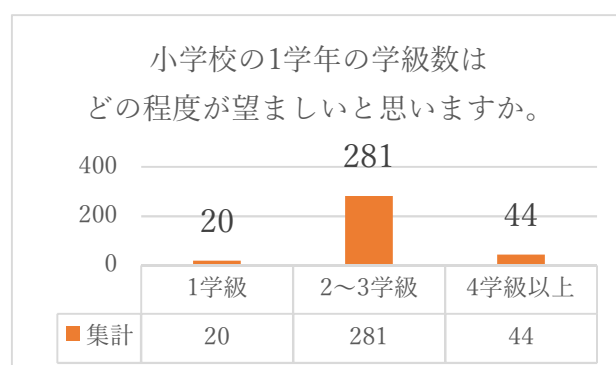
「直方市学校規模適正化基本指針検討に係るアンケート（保護者、児童生徒）」
（令和6年2月9日から令和6年2月24日実施）

3. 小学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）

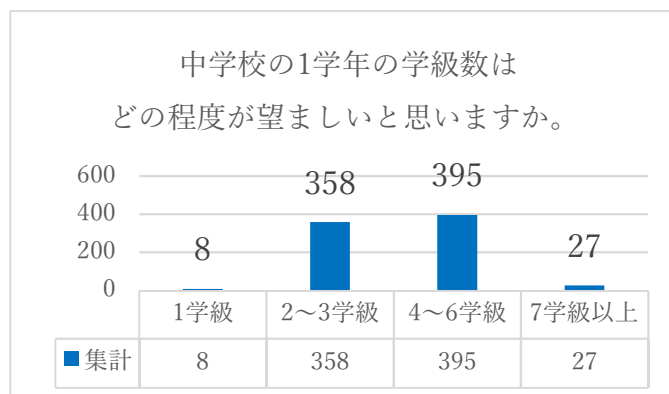


（中学生の保護者の回答）

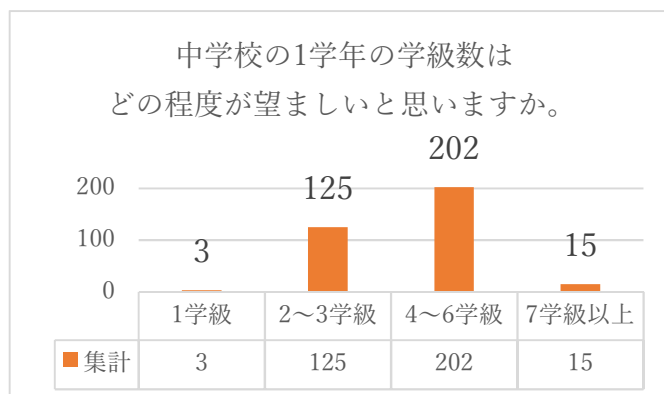


4. 中学校の学校規模のこと（保護者の意見）

（小学生の保護者の回答）



（中学生の保護者の回答）



※「保護者・児童生徒アンケート」

実施時期：令和6年2月9日から令和6年2月24日

対象：市立小中学校の保護者、児童生徒

回答数/配布枚数：小学校・・・788件/2,213世帯（回答率35.61%）

中学校・・・345件/1,372世帯（回答率25.15%）

合計・・・1,133件/3,585世帯（回答率31.6%）

(2) 多面的な実態把握を行い、直方市の学校規模適正化に向けた課題を明らかにすること。

(3) 前号の課題に対する改善の方法を示すこと。

①人口（児童生徒）推計について

- ・児童生徒数は減少しており、この減少傾向は今後も継続が予測される。
- ・1993年に7,214人（児童数4,664人、生徒数2,550人）だった児童生徒数は、2025年には4,306人（児童数2,766人、生徒数1,540人）となっており、その減少率は約40パーセントである。2050年には3,287人（児童数2,178人、生徒数1,109人）となると予測されており、1993年からの減少予測率は約55パーセントである。
- ・各地域の土地利用状況の変化により、各学校の児童生徒数の予測は変動することが予想される。
- ・児童生徒数が教育条件へ与える影響は大きいため、直方市の目指す学校規模を実現するために、人口（児童生徒）推計を継続的に行う必要がある。

②学校施設の状況について

- ・学校施設の老朽化が進んでいる状況にある。校舎、体育館59棟のうち、建築から30年以上経過しているものが54棟あり、そのうち14棟は50年以上経過している。老朽化対策は喫緊の課題である。
- ・施設の必要な改修は適時に行うべきである。改修にあたっては、安全に関わる部分は最優先としつつ、直方市の目指す学校教育の実現のために、学校の統廃合・通学区域の変更等の検討状況や、市の財政状況等を勘案して、優先順位を考えながら計画的に実施すべきである。計画的、効率的かつ効果的に改修を行うために、直方市学校施設等長寿命化計画の見直しを行う必要があると考える。見直しにあたっては、校舎と屋内運動場だけでなく、給食室、プール等の施設も対象とした計画とすべきである。
- ・従来の日本型学校教育を発展させ、全てのこどもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図る、学校教育の目指すべき姿である「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取り組みを行うべきである。
- ・こどもの学びや教職員を支える環境の整備を進めていく必要がある。
 - デジタル教科書等の先端技術や教育データを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化、教育施策の改善・充実等
 - ICT活用環境と少人数によるきめ細かな指導体制の整備、学校施設の

整備等による新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備

○小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

・ Society5.0 時代の到来などこどもたちを取り巻く環境が大きく変化している。また、新型コロナウイルス感染症対応等を踏まえれば、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全てのこどもたちの学びを保障する環境を整備する必要がある。「GIGA スクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図ることが必要である。

・ 情報端末・教科書・ノート等の教材・教具を常時活用できる教室用机（新 JIS 規格）の配置ができるような教室環境等の整備や、1 人 1 台端末の効果的な活用等によるきめ細やかな指導の充実に資するような施設・設備の計画的な整備を図るべきである。そのために、既存の学校施設を改修して使用を継続するのか、新增築や建て替え等を行うのかも含め、適切な投資を適宜検討する必要があると思われる。

・ 直方市公共施設等総合管理計画より、直方市の公共施設全体の 30.2%を学校教育系施設が占めている。学校教育系施設以外の公共施設と同様に、移管・面積削減率の目標を 30%と設定し、公共施設等の管理に関する基本方針に従い、保有総量の最適化、適切な維持管理、効率的な施設運営に取り組む必要がある。

・ 直方市公共施設等総合管理計画の計画期間は令和 4 年度から令和 43 年度であり、計画の実行性を高めるために 10 年間毎に実施期間が設定されている。直方市公共施設等総合管理計画の個別施設計画にあたる直方市学校施設等長寿命化計画の見直しにあたっては、上記計画期間及び実施期間を意識して、また学校規模適正化の取り組みに合わせ、見直しを行うべきである。

③学校の適正配置（通学条件）について

・ 基本指針に記載のあるとおり、直方市の学校規模適正化とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善することである。

・ 文部科学省が作成した公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（以下「文部科学省の手引き」という。）によると、学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要であると示されている。

・ 文部科学省の手引きには、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっていると示されている。通学距離について、徒歩や自転車による通学距離と

しては、「小学校で 4km 以内、中学校で 6km 以内」という基準はおおよその目安として妥当であるとも示されている。

・文部科学省の手引きには、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学だけを前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えていると示し、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間について「おおむね 1 時間以内」を一応の目安とすることは適当と示している。

・通学条件（通学距離、通学時間）について、文部科学省の手引きの考え方を機械的に適用することは適当ではない。直方市では、本市における児童生徒の発達段階、保護者のニーズ、通学路の安全確保、道路整備や交通手段の状況、気候条件等を勘案して、総合的な教育条件の向上に資する形で、通学距離や通学時間の目安を定め、学校の適正配置を検討する必要がある。

・学校規模の適正化を図る手段として、学校同士の統合だけでなく、通学区域の見直しも考えられる。

・通学区域の弾力的運用の制度を使い、特定の学校に、校区外からの通学が多いという現状があり、その反面、地域の児童生徒減少数以上のスピードで小規模化が進行している学校がある。また、校区外からの通学のための送迎等で発生する渋滞に、地域住民が対応しているケースもある。通学区域の弾力的運用について、今後のあり方を検討する必要がある。

・学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の配慮が必要と考えられる。

・通学路の安全対策（防犯カメラ、地域による見回り等）についても検討する必要がある。

上記検討の結果、次のとおり答申を行うこととした。

直方市の学校の適正配置の検討にあたっては、

・直方市における通学距離は、小学校は 4 k m 以内、中学校は 6 k m 以内をおおよその目安と設定すべきです。

・直方市における通学時間は、1 時間以内を一応の目安と設定すべきです。

なお、学校の統廃合により、通学距離や時間が長くなる場合には、スクールバスを導入する等の対策を検討すべきです。また、児童生徒の通学途中の安全確保のための対策も併せて検討すべきです。

④学校と地域の関係

- ・基本指針で示された直方市の学校規模適正化に関する基本的な考え方である【地域コミュニティの核としての性格の配慮】に記載のあるとおり、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っており、また、学校教育は地域の未来の担い手であるこどもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っている。
- ・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、学校評議員、地域学校協働活動についての整理や今後の方針等をしっかり整理し、一体的に推進していく必要がある。
- ・学校・保護者・地域との間での意見交換の場が大事である。
- ・現在の学校と地域の関係のことだけでなく、統廃合があった後においてもそれぞれの学校と地域の関係について考えていくことが重要である。
- ・学校は、教育のための施設であるだけでなく、様々な機能（地域コミュニティの核としての性格、避難所機能、地域の交流の場、地域社会の支柱等）を併せ持っている。

【おわりに】

この答申後、直方市教育委員会においては、学校規模適正化基本計画の策定、学校施設等長寿命化計画の見直しに進むものと推測します。

それらの計画策定または見直し、また、直方市学校規模適正化の推進にあたり、次の点につき、留意していただきたいと考えます。

（留意要望事項）

①市長部局との連携

今後、学校規模適正化の取り組みの推進に向けては、通学区域の変更等に伴う地域との調整、公共施設の保有総量の最適化や複合化を担う部署や財政を担う部署との調整、総合計画や都市計画等との整合性をとること等、市長部局とも様々な連携が必要なが想定されます。そのため、市長部局との部局横断的な検討体制を構築する等の検討をしていただきたいと思います。

②関係者（学校・保護者・地域）との連携

学校規模適正化の推進にあたっては、進捗の状況を積極的に情報発信し、学校・保護者・地域との間で意見交換を行っていただきたいと思います。

③過小規模の解消

過小規模の学校（小学校・中学校ともに、通常学級が1～5学級の学校）は、教育上の課題が極めて大きいため、速やかな解消が必要です。学校統合を基本とした対策を可及的速やかに実施することを求めます。

④継続的な検討と柔軟な対応

将来の人口（児童・生徒数）や地域の環境は、各地域の土地利用状況の変化や社会情勢の変化等により、予測と大きく異なることとなることも起こり得ます。学校規模適正化基本計画策定後であっても、定期的・継続的に人口推計を行い、環境変化を注視しつつ、計画の変更を行う等、柔軟な対応を行ってください。

⑤「個別最適な学び^{※1}」と「協働的な学び^{※2}」の実現

こどもたちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめ重大事態や不登校児童生徒数の増加等）に対応し、「令和の日本型学校教育^{※3}」の構築を目指すために、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することを目指していただきたいと思います。

答申に示す学校規模を目指しつつも、小規模な学校のメリット等を鑑み、学校統合を選択せず、小規模な学校をそのまま存続させることとなった場合には、小規模特認校制度（従来の通学区域は残したままで、特定の学校について通学区域に関係なく当該市町村内のどこからでも就学を認めるもの）を導入する等によ

り、小規模な学校のデメリットを最小化することもあわせて検討すべきです。

※1「個別最適な学び」・・・指導の個別化と学習の個別化を教師視点から整理した概念である「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念

※2「協働的な学び」・・・探求的な学習や体験活動などを通じ、こども同士で、あるいは地域の方々をはじめ多様な他者と協働しながら、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、様々な社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する学び

※3「令和の日本型学校教育」・・・誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向け、学習指導要領前文において「持続可能な社会の創り手」を求める我が国を含めた世界全体でSDGs（持続可能な開発目標）に取り組んでいく中で、ツールとしてのICTを基盤としつつ、日本型学校教育を発展させ、2020年代を通じて実現を目指す学校教育

学校規模適正化の検討は、様々な要素が絡む複雑で困難な課題です。市民の関心は高く、今後も様々な意見が出ることが考えられます。しかし、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うべきものと考えます。

「こどものために」、保護者や地域住民と共通理解を図りながら、学校規模適正化に取り組み、そのことが直方市のためにつながることを願うものです。

令和7年9月

直方市学校規模適正化基本計画検討委員会

*** 校区別、年齢別 人口調べ ***

< 小学校区 > 0歳から5歳使用データ： 2025/4末㍻住基データ 6歳から11歳使用データ： 2025.5.1時点の実際の児童在籍数（各校ごと）
 年齢判定基準日： 2025/4/1

	南小	北小	西小	新入小	感田小	上頓野小	下境小	福地小	中泉小	植木小	東小	合計
0歳	12	42	11	28	82	39	12	5	2	35	33	301
1歳	25	37	22	17	91	50	14	10	9	17	32	324
2歳	10	49	16	34	86	62	20	8	7	37	29	358
3歳	22	48	15	38	102	65	18	15	12	33	43	411
4歳	18	46	16	36	71	74	37	15	7	41	40	401
5歳	17	52	14	44	108	78	24	9	8	38	46	438
6歳	16	54	10	51	73	74	26	19	3	44	32	402
7歳	9	63	15	54	82	70	44	17	6	37	37	434
8歳	14	51	19	53	90	78	30	24	5	56	30	450
9歳	16	44	19	75	97	87	37	12	11	48	45	491
10歳	15	66	18	52	93	81	41	15	11	44	38	474
11歳	13	54	16	59	112	84	36	26	14	42	59	515

< 中学校区 > 使用データ： 2025/4末㍻住基データ
 年齢判定基準日： 2025/4/1

	一中	二中	三中	植木中	合計
0歳	22	154	83	42	301
1歳	38	173	90	23	324
2歳	37	177	99	45	358
3歳	47	210	115	49	421
4歳	61	185	108	47	401
5歳	43	232	119	44	438
6歳	46	197	118	56	417
7歳	73	209	127	39	448
8歳	62	208	125	65	460
9歳	66	234	137	59	496
10歳	70	221	141	50	482
11歳	80	263	128	52	523

※年齢判定基準日が「2025/4/1」のため、
 「2025/4/2」以降に生まれた住民については集計されません。

(関係法令 抜粋)

教育基本法

(教育の目的)

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(義務教育)

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(関係法令 抜粋)

学校教育法

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第二百十号)第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- 六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- 八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- 九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- 十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

学校教育法施行規則

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。